

(参考) 5G普及開設計画申請マニュアル修正箇所

※以下の下線部分について修正を行っておりますので、修正後の内容をお示しいたします。内容を変更するものではなく、修正前の記載の明確化や修辭的修正等の技術的な修正になります。ただし、P.58 の開設可能となる都道府県のスケジュールについては、変更がございますので、ご確認ください。

P15

キ 「2(3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠」について

- 業務を開始する年度が令和3年度(2021年度)でない場合は、開設指針別表第一の四2に定められた事項を記載する際に、業務開始の日以降5年以内の日を含む年度までについて記載してください。

P20

ウ 「-2 5G基盤展開率」について

- ここで記載した5G基盤展開率に関する計画は、競願時の審査事項として用います(開設指針別表第三の一1)。この審査においては、ポイント方式による判定を行います(4 参考資料の1を参照。)。ポイント方式は、申請者の申請数値に応じて得点を付与するものであり、5G基盤展開率が、50%以上60%未満は0点、60%以上70%未満は3点、70%以上80%未満は6点、80%以上85%未満は9点、85%以上90%未満は10点、90%以上95%未満は11点、95%以上100%以下は12点の配点となります。審査では令和10年度(2028年度末)の全国の5G基盤展開率に関する計画の数値を使用し、この際、四捨五入を行わない数値により審査します。なお、令和10年度末(2028年度末)の計画については、認定日から起算して7年を経過した日までに達成していただく必要がありますので、十分に注意してください。なお、計画の提出に当たっては、紙媒体では記載原則のとおり(小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位までの記載)とし、電子媒体では必ず、小数点以下の数値も入力したもので提出するよう留意してください。

P26

ウ 「四2 電気通信役務の契約数」について

- ここでの年度は、令和3年度(2021年度)から、業務開始の日以降5年以内の日を含む年度までとしてください(免許規則別表第8号の2の2(3))。

(11) 「十一 高度既設特定基地局の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項」について

- 高度既設特定基地局とは、指定済周波数(3,600MHzを超え4,100MHz以下、4,500MHzを超え4,600MHz以下、27.0GHzを超え、28.2GHz以下及び29.1GHzを超え29.5GHz以下の周波数を除きます。)を使用し、及び既に開設されている4G基地局であって、特定基地局の通信を確保するための機能を付加した基地局を指します(開設指針第八項第1号)。本事項は、NSA(Non Stand Alone)構成において、1.7GHz帯(東名阪以外)を使用する5G特定基地局を運用する場合に、アンカーとして使用する高度既設特定基地局を配置する計画がある場合に記載を求めるものになります。なお、1.7GHz帯(東名阪以外)を使用する5G特定基地局をSA(Stand Alone)構成として開設する計画のみを有する場合には、「1.7GHz帯(東名阪以外)を使用する5G特定基地局において、高度既設特定基地局を配置、運用する計画はありません。」と記載してください。
- 高度既設特定基地局の総数については、エリア展開の方針等を記載するとともに、様式11Aを参考として、令和3年度(2021年度)から令和10年度(2028年度)までの周波数帯ごと・年度末日ごと・都道府県(東名阪以外区域に属する都道府県に限る。)ごとの配置局数に関する計画を記載してください。
- 高度既設特定基地局の運用開始の時期について、既に指定済周波数で5G基地局の通信を確保するための機能を付加した基地局を配置している場合にあつては、1.7GHz帯(東名阪以外)を使用する5G特定基地局を運用する場合の当該5G特定基地局の通信を確保するための高度既設特定基地局の運用開始時期を記載するようにしてください。
- なお、既に5G基地局のアンカーとして配置されている4G基地局に1.7GHz帯(東名阪以外)を使用する5G特定基地局の通信を確保するためのアンカー機能を付加する場合には、高度既設特定基地局に含まれますので記載いただく配置局数に含めて記載してください。ただし、申請時時点で1.7GHz帯(東名阪以外)を使用する5G特定基地局の通信を確保するためのアンカー機能を付加した高度既設特定基地局を配置している場合は、配置局数を開設計画内に記載してください。記載に当たっては、様式11Aに列を追記して記載いただくことも可とします。

ア 「十三 1 第六項第九号を遵守することを示す旨」について

- 開設計画の認定を受けた場合において、「認定期間中、開設指針第9項第9号に規定する事項を遵守します。」等と宣言してください。(開設指針別表第二の十七5)

P54

「ポイント方式・等分配点方式について」の資料を追加。

P58

イ 無線局の開設が可能となる想定スケジュール

年度	都道府県
現時点で開設が可能な都道府県	宮城県、岡山県、広島県、 <u>山口県</u> 、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、 <u>沖縄県</u>
令和4年度下期までに開設が可能となる都道府県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、 <u>山形県</u> 、福島県、 <u>長野県</u> 、新潟県、 <u>富山県</u> 、石川県、福井県、 <u>鳥取県</u> 、島根県、長崎県、宮崎県、鹿児島県

様式9A

2次メッシュ「543872」配下の全400メッシュが東名阪区域以外である旨修正。2次メッシュ「543877」配下の全400メッシュが東名阪区域である旨修正。

様式9B

関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域に属する都道府県を除いていたため修正。